

戸田市立美笹中学校部活動方針

本校における部活動の活動方針を以下のとおり定める。

（１）活動計画の共有

部活動の顧問となる教師（以下「部活動顧問」という。）は、部活動の運営について生徒や保護者等の関係者の理解を得て連携してこれに取り組むため、以下にしたがって部活動の活動計画を作成し、関係者と共有する。

- ① 部活動顧問は、担当する部活動の目標や方針、活動日や休養日、活動時間や参加する大会やコンクール（以下「大会等」という。）を明確にした年間及び月間の活動計画を作成する。このうち年間の活動計画は年度当初に、月間の活動計画は前々月までに作成し、それぞれを校長に提出する。
- ② 校長は、提出された活動計画を確認し、生徒及び部活動顧問の負担への配慮等の観点から必要に応じて指導する。
- ③ 部活動顧問は、活動計画を生徒や保護者等の関係者に周知し、部活動運営に関して理解・協力を得る。

（２）休養日の設定

休養日は以下のとおり設定する。

- ① 学期中及び長期休業中において、１週間のうち２日以上（月曜日から金曜日（以下「平日」という。）に１日以上、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）に１日以上）を休養日に設定する。週末に大会等があった場合には、休養日を他の日に振り替えることができる。
なお、定期テストの１週間前及び学校閉庁日は休養日とする。
- ② 中学校体育連盟が主催する２大会（学校総合体育大会・新人体育大会）や吹奏楽連盟が主催する２コンクール等（県吹奏楽コンクール・県アンサンブルコンテスト）に参加する場合は、その開催日の前１か月の間における２週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。校長は、本承認に当たり生徒及び部活動顧問の負担等に十分配慮する。

（３）活動時間の設定

活動時間は以下のとおり設定する。

- ① 平日の活動時間は１日２時間以内とする。また、下校時間を厳守し、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

学校の休業日は終日に渡る活動を避け、活動時間は３時間程度以内とする。

- ② （２）②の大会の前１か月の間における２週間に限り、校長の承認により①の例外を認めることができる。この場合においても、活動時間は週１６時間を超えないよう配慮する。

（４）早朝練習の禁止

早朝練習は行わない。

（５）参加する大会等の精選

休養日や活動時間の例外を設けることができる２大会等を含めた大会等への参加については、生徒の健康状態や発達状態等を踏まえた適切な範囲内とする。また、大会等に参加するに当たっては、部活動顧問は費用負担や交通手段も含めて保護者に十分な説明を行う。

（６）体罰・いじめの禁止、安全管理の徹底等

部活動顧問は、大会等における勝利のみを至上の目的とするような行き過ぎた指導を避け、生徒間のトラブルを防止し、生徒の健康管理と安全管理を徹底する。特に、以下のことに留意する。

- ① 部活動顧問は、指導と称して殴る・蹴るなどの暴力を行わないのはもちろんのこと、威圧的な言葉による指導も体罰に当たるため許されないとの認識を持ち、これらの行為を絶対に行わない。
- ② 部活動顧問は、生徒の人間関係に日常的に十分注意するとともに、生徒の状況を必要に応じて学校全体で共有し、いじめの未然防止を徹底する。いじめが起きた場合には、各学校のいじめ防止基本方針に基づき早期に対応する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の事故防止のための必要な措置について生徒と保護者への啓発を行う。また、特に運動部活動については、部活動実施前の準備運動と実施後の整理運動をしっかりと行わせる。器具や用具を使う場合は、使用前の安全確認と使用方法を生徒に十分に指導する。

- ④ 部活動を行う場合には、部活動顧問が学校の敷地内にいることとし、特に早朝練習を行う場合には部活動顧問が必ずこれに立ち会う。部活動顧問がこれを行えない場合には、代理の者にこれを行わせることができる。
- ⑤ 部活動顧問は、部活動の活動時の天候に十分留意する。高温多湿下においては水分補給や休憩をしっかりと行い、熱中症に十分配慮する。また、暴風や雷等の場合には部活動の中止の判断を的確に行う。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒に対して自らの健康管理に関する指導を適切に行う。また、生徒の健康状態には常に留意し、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず早期に対応する。生徒の健康状態については必要に応じて保護者とも情報共有をする。
- ⑦ 学校はAED（自動体外式除細動器）を適切に管理し、その設置場所及び操作方法を全教職員が把握するよう徹底する。緊急時には消防機関等と適切に連携して対応する。

令和5年4月